

答 申

審査会の結論

北九州市長（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書の不開示情報のうち、別表に記載する部分を開示すべきである。その他の部分を不開示とした処分は妥当である。

理 由

第1 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成24年8月24日、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「分限休職の決定にあたり、参加する全ての委員の行政上の身分を明らかにする文書（委嘱状等）。（平成24年8月22日、私の休職の可否にかかわった、審査会の委員）。審査会自体の行政権限を明らかにする文書。」

- 2 実施機関は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成24年9月3日付け北九総人給第411号で、行政文書の一部開示の決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、行政文書一部開示決定通知書を平成24年9月4日に受領した。
- 3 異議申立人は、平成24年9月6日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

第2 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び審査会における口頭意見陳述で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 北九州市職員衛生管理審査会委員の氏名等を公にすることにより、人事管理に係る事務に関し適正な遂行が不当に損なわれるおそれがあるためとして開示されていないが、その不開示の理由は、極めて抽象的であり、行政文書の開示を求める者の権利を裁量権の乱用により一律に侵害している。このことは、憲法で保障されている知る権利をも侵害している。
- (2) 条例では、その目的条文である第1条において、市民の知る権利を尊重し、公正で民主的な市政の推進に資するべく条例を運用すること、さらに第7条第1号には人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、開示しなければならないと規定されており、処分庁の根拠とする条例に誤りがある。
- (3) 被審査人の安全配慮については、委員の氏名を公にすることにより特別の不利益が被審査人に及ぶ具体的な場面が想定されないこと、委員本来の医師業務への支障、委員の確保への悪影響については、医師であり特別職の公務員たる委員の職責を鑑みると公開すべきであり、むしろ委員の氏名を明らかにすることにより、個人が享受する利益が大きいと考えることから、不開示の結論は誤っている。
- (4) 処分庁の主張する適用除外事由（本件では条例第7条第6号）の適用そのものに誤りがあり、異議申立人は条例第7条第1号を適用すべきことをまず主張するものである。また、条例第1条には地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重する旨の目的条項がうたわれており、地方自治の本旨は憲法の保障するところであることを改めて主張するものである。

第3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

- 1 北九州市職員衛生管理審査会は、北九州市職員衛生管理審査会規則（昭和39年北九州市規則第95号。以下「審査会規則」という。）に規定されているとおり、

休職の判定や休職者の復職の判定等に関して答申を行っており、その答申を基に、各任命権者において職員の休職、復職を決定しているため、委員の氏名を公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。

- 2 また、審査会においては、被審査人の主治医が記載した審査会診断書や産業医意見書の資料をもとに医学的見地からの判断が必要な場合が多いことから、委員7名中6名が医師となっている。審査会の判定は、被審査人が職場において円滑に業務を行えるようにすることなどの安全配慮等の観点から、主治医の診断書の内容を覆すこともあることから、委員の氏名を公にすることにより、本来の医師業務への支障が懸念され、ひいては委員の確保にも影響を及ぼす可能性がある。
- 3 本件請求について、条例に定められた範囲での開示は行っており、異議申立人の主張する知る権利の侵害にはあたらないと判断している。

第4 審査会の判断

1 本件行政文書の概要等

(1) 本件行政文書は、以下のとおりである。

- ア 分限休職の決定にあたり、参加する全ての委員の行政上の身分を明らかにする文書（委嘱状等）。（平成24年8月22日、私の休職の可否にかかわった、審査会の委員）。
- イ 審査会自体の行政権限を明らかにする文書。

実施機関は、アのうち平成24年8月22日時点における「審査会の委員」の委嘱状等として、次の文書を特定している。

「北九州市職員衛生管理審査会（以下「衛生管理審査会」という。）委員の辞令書（委員7人分）（以下「本件辞令書」という。）」

本市では、疾病にかかった職員の就業禁止、休職及び復職等の措置の適正を図るため、市長の諮問機関として、衛生管理審査会を設置している。

任命権者から、職員の休職の判定や休職者の復職の判定について諮問があった場合、衛生管理審査会は、これを審査し、答申している。任命権者は、答申を基に、職員の休職、復職を決定している。

衛生管理審査会は、職員のうちから市長が任命した、7人の委員で構成されている。

なお、実施機関は、アのうち「委員の行政上の身分を明らかにする文書」及びイの文書は、審査会規則であり、同規則は北九州市ホームページで公開しているため、条例第2条第2号で規定する請求の対象となる行政文書として保有していないとして、不存在としている。

このことについて異議申立人からの反対の主張はなく、当審査会においても、衛生管理審査会の行政上の権限については審査会規則第1条及び第2条で、衛生管理審査会委員の行政上の身分については審査会規則第3条で規定されていること、並びに、審査会規則はホームページ「北九州市例規集」で公開されていることを確認している。

したがって、「委員の行政上の身分を明らかにする文書」及び「審査会自体の行政権限を明らかにする文書」が審査会規則であり、条例第2条第2号で規定する請求の対象となる行政文書に該当しないことについては、争いのないものと判断する。

- (2) 実施機関は、本件辞令書に記載されている衛生管理審査会委員の氏名を、条例第7条第6号に該当するとして、不開示としている（以下「本件不開示情報」という。）。

2 本件事案の争点

本件異議申立てにおける争点は、本件不開示情報が条例第7条第6号に該当するか否かである。

3 条例第7条第6号該当性についての判断

(1) 条例第7条第6号の構造

条例第7条第6号は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、不開示とする情報の例示としてアからオまでを列挙しており、エでは、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」がある情報を挙げている。

本号は、市の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から、当該事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、不開示とすることを定めたものである。

(2) 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、本件不開示情報である衛生管理審査会委員の氏名を公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、また、委員7人中6人が医師であり、衛生管理審査会の判定は、主治医の診断書の内容を覆すこともあることから、委員の氏名を公にすることにより、本来の医師業務への支障が懸念され、ひいては委員の確保にも影響を及ぼす可能性がある」と主張している。

条例第7条第1号ただし書ウは、公務員の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分を、個人情報として不開示とすべき情報から除くことを規定しており、衛生管理審査会委員はいずれも公務員であることから、特定案件について審査した委員の氏名情報は、原則として、条例第7条第1号ただし書ウの規定により開示すべき情報といえる。このような情報を条例第7条第6号に該当するとして不開示とするためには、不開示とすることによって損なわれる公益性を上回る程度に、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす蓋然性が高いことが求められる。

しかしながら、当審査会において、衛生管理審査会の議事録が作成されていないことを確認しており、答申に至るまでの個々の委員の発言について明らかにされることはないといえるため、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれる蓋然性が、委員の氏名を不開示とすることによって損なわれる公益性を上回る程度に高いものとは認められない。また、答申を受け、最終的に休職処分を決定するのは任命権者であり、個々の委員の処分における責任は、限定的といえる。

委員の氏名を開示した場合、審査対象者が個々の委員に苦情を述べる等の可能性が全くないとはいえないものの、その内容及び程度は個々の委員の責任に応じた限定的なものであり、公務員として受忍すべき限度を超える程度の負担は想定されず、医師業務への支障又は委員確保への支障をもたらす蓋然性についても、委員の氏名を不開示とすることによって損なわれる公益性を上回る程度に高いものとは認められない。

したがって、本件不開示情報は、条例第7条第6号に該当せず、開示すべきである。

なお、当審査会は、本件の審査に伴い、他都市における本件と類似の案件について調査した。その結果、本市の衛生管理審査会と同様の審査会の委員名簿について情報公開請求があり、当該委員名簿を開示した事例があることを認めることができた。このことから、上記の結論を支持することができる。

4 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関の本件処分において不開示とされた情報について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

北九州市情報公開審査会

会 長	中 野 敬 一
会長職務代理者	高 木 康 衣
委 員	田 村 奈 々 子
委 員	川 本 利 恵 子
委 員	五 十 嵐 享 平

別表

文書名	開示すべき部分
北九州市職員衛生管理審査会委員の辞令書	衛生管理審査会委員の氏名